物価２

令和５年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

都道府県名	神奈川県	電話番号	0465-81-1111
地方公共団体名	中井町	メールアドレス	yakai@town.nakai.lg.jp
都道府県・市町村コード（５桁）	14361		
担当部局課名	総務課		
担当者氏名			

交付対象経費（地方単独事業費）	
国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	12,556
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	49,000
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	1,627
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	36,000
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	950
国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	-

既配分額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	-
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	33,712
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	1,204
既配分額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	-
既配分額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	-
既配分額 国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	-
今回配分予定額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	12,556
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	8,428
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	301
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	36,000
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	950
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	-
配分予定額計 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	12,556
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	42,140
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	1,505
配分予定額計 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	36,000
配分予定額計 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	950
配分予定額計 国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	-
配分予定額計	93,151

国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①（令和5年11月通知分）	16,206
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和5年11月通知分）	33,712
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和6年1月通知分）	8,428
小計 交付限度額②	42,140
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（令和5年11月通知分）	1,204
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（令和6年1月通知分）	301
小計 交付限度額③	1,505
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④（令和5年12月通知分）	64,730
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤（令和5年12月通知分）	4,858
国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥（令和●年●月通知分）	-
自動計算分	3,650
手動入力分	-
本省線越希望額（R5補正予算により措置された推奨事業メニュー分交付限度額①に係る希望額） 小計（自動計算分＋手動入力分（交付限度額①を上限とする）	3,650
本省線越希望額（R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（給付費）交付限度額②に係る希望額）	-
本省線越希望額（R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（事務費）交付限度額③に係る希望額）	-
本省線越希望額（R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（給付費） 交付限度額④に係る希望額）	28,730
本省線越希望額（R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（事務費） 交付限度額⑤に係る希望額）	3,908
本省線越希望額（R5予備費により措置された給付支援サービス分 交付限度額⑥に係る希望額）	-
交付限度額計	129,439

移替先	総務省

		Ｎｏ	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑤を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B１ 国のR5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B２ 国のR5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B２ 国のR5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B３ 国のR5予備費（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費	B３ 国のR5予備費（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費	B４ 国のR5予備費（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記）①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP, 広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
												合計	100,661	100,133	12,556	49,000	1,627	36,000	950	-	528												
要綱対象外の対象範囲	住民税均等割非課税世帯への支援（低所得枠）	1	R5.補正	低所得	○	○	○	住民税非課税世帯向け臨時給付金支給事業(追加分)【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		50,627	50,627	-	49,000	1,627	-	-	-	-	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税非課税世帯 700世帯×70千円 事務費　1627千円 事務費の内容　[需用費(事務用品等)　役務費(郵送料等)　人件費　その他　として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯 （700世帯）	－	○	－	R6.1	R6.3	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する	ホームページ	対象分野に関連しない			R5補正(地)
	住民税均等割のみ課税世帯への支援（一体給付）	2	R5.補正・予備	推奨事業・一体支援	○	○	○	均等割課税世帯向け臨時給付金支給事業【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		31,000	31,000	250	-	-	30,000	750	-	-	①物価高騰が続く中で低所得世帯（住民税均等割のみ世帯）への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯（住民税均等割のみ世帯）への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税非課税世帯 300世帯×100千円 事務費　1,000千円 事務費の内容　[需用費(事務用品等)　役務費(郵送料等)　人件費　その他　として支出] ④R5年度分の住民税均等割のみ世帯 （300世帯）	－	○	－	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ	対象分野に関連しない			R5補正(地)
	こども加算（一体給付）	3	R5.補正・予備	推奨事業・一体支援	○	○	○	低所得世帯向け給付金(子ども加算分)支給事業【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		6,410	6,410	210	-	-	6,000	200	-	-	①物価高騰が続く中で低所得者の子育て世帯への支援を行うことで、これらの方々の生活を維持する。 ②低所得者の子育て世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税非課税世帯および住民税均等割のみ世帯の児童　120人×50千円 事務費　410千円 事務費の内容　[需用費(事務用品等)　役務費(郵送料等)　人件費　その他　として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯および住民税均等割のみ世帯の児童 （120人）	－	○	－	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ	対象分野に関連しない			R5補正(地)
	新たに住民税非課税等となる世帯への支援（一体給付）	4											－	－	－	－	－			－												
	調整給付（一体給付）	5											－	－	－	－	－			－												
	給付支援サービス（一体給付）	6											－	－	－	－	－	－	－													
	住民税均等割非課税世帯等への支援に係る本体分の事業費（家計急変への横出し等・補正）	7											－	－				－	－	－	－											
	一体給付に係る本体分の事業費（上乗せ1・予備費）	8											－	－	－	－	－			－	－											
対象範囲外	住民税均等割非課税世帯等への支援分の事業費（上乗せ2・推奨分）	9											－	－		－	－			－												
		10	R5.補正	推奨事業	○	○	○	地域公共交通燃料価格高騰支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援		376	376	376						－	①燃料費高騰の影響を受けた地域公共交通の安定的な運行及び地域生活や経済活動を支えるため路線バス運行事業者へ燃料価格高騰分に係る経費に対して補助を行う。 ②中井町地域公共交通燃料価格高騰支援事業補助金 ③R3.10.25ちょーも_R4ー6.8R.7ー11の軽油平均単価の差額×燃料使用量×人口割合×補助率1/2:2,202円/1台 支援対象車両：171台 [人口割]秦野市70.4% 二宮町11.81% 大磯町13.63% 中井町3.93% 2,202円×171台＝376,000円 ④運行事業者	－	－	－	R6.1	R6.3	路線バスの退出件数　0件	町ホームページ	運輸交通・物流・観光事業者			R5補正(地)

	Ｎｏ	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑤を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B１ 国の R5補正予算分 （交付限度額①） （推奨事業メニュー分）	B２ 国の R5補正予算分 （交付限度額②） （低所得世帯支援枠分） 給付費	B２ 国の R5補正予算分 （交付限度額③） （低所得世帯支援枠分） 事務費	B３ 国の R5予備費 （交付限度額④） （給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費	B３ 国の R5予備費 （交付限度額⑤） （給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費	B４ 国の R5予備費 （交付限度額⑥） （給付支援サービス分）	C その他 （一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP, 広報紙など）	備考1 （重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
	11	R5.補正	推奨事業	○	○	○	町内特定教育・保育施設物価高騰対策支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公民治場等に対する物価高騰対策支援		300	300	300						－	①物価高騰により事業運営に大きく影響が出ている特定教育・保育施設に対し、電気料の高騰に係る支援を実施する。 ②特定教育・保育施設（町内全1か所）への支援金 ③電気料高騰分　300,000円（上限額） ④町内民間保育園　1園	○	－	－	R6.2	R6.3	物価高騰の影響を受ける特定教育・保育施設（1園）を補助し、園の負担を軽減することができる。	町ホームページ	保育所・幼稚園・認定こども園等			R5補正（地）
	12	R5.補正	推奨事業	○	○	○	中井町臨時営農継続支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		6,140	6,140	6,140						－	①肥料や燃料費等の物価高騰による販売農家の負担軽減のため、対象経費の一部を支援する。 ②農家への支援金を交付対象経費とする。 ③販売農家数163件の対象経費見込額×0.1（上限10万円）＝6140,000円 ④販売農家（農林業センサス対象農家）	－	○	－	R5.12	R6.3	対象見込数の8割以上に給付を行う。	町ホームページ、広報	農林水産・食品分野			R5補正（地）
	13	R5.補正	推奨事業	○	○	○	水道料金減免事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑤推奨事業メニュー例よりも更に効果が高いと判断する地方単独事業	エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている全ての水道使用者（町民及び事業者）に対し、水道基本料金を減免し経済的負担の軽減を図ることが非常に効果的であり、公平性が高い事業であると判断したため。	5,808	5,280	5,280						528	①物価高騰等による負担軽減として、町民の生活や事業者の経済活動を支援するため、全ての水道使用者を対象に水道基本料金1期分を減免する。 ②水道基本料金1期分の減免に係る費用（水道事業会計補助金） ③2月検針分　4,300件　5,280,000円 ※消費税分（528千円）除く ④全ての水道使用者（町公共施設を除く）を対象（水道事業会計で実施）	－	－	－	R6.2	R6.3	物価高騰等による町民の生活や事業者の経済活動の負担を軽減 （すべての水道使用者への実施：4,300件）	町ホームページ、検針通知	対象分野に関連しない			R5補正（地）